平成３０年（フ）第２８号
横浜市泉区領家３丁目21番地１
債務者　田代　恭平
１　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２６４号
横浜市神奈川区菅田町97番地　平田荘102
債務者　荒木　幸一
１　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月16日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４９６号
東京都福生市加美平１丁目10番地12メゾンド福生201号室
債務者　堀　　能子
１　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１２６号
東京都東大和市狭山４丁目1402番地ビレッジ狭山パートⅠ202号
債務者　冨岡　　茜
１　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１５６号
東京都日野市日野本町２丁目16番地の29クレール日野204
債務者　島　あゆみ
１　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１８９号
東京都三鷹市大沢３丁目３番６号ライトハウス101
債務者　宮井　孝志
１　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第２５０号
千葉市緑区大椎町1188番地129
破産者　斎藤　睦子
１　決定年月日　平成30年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３６３号
千葉県八千代市緑が丘２丁目33番10号
破産者　株式会社ウィンクルム
１　決定年月日　平成30年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１０３号
千葉県市原市瀬又962番地98
破産者　市川久美子（旧姓増田）
１　決定年月日　平成30年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３２６号
千葉県船橋市緑台１丁目３番５棟402号
破産者　進藤　芳紀
１　決定年月日　平成30年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３４５号
千葉県船橋市二和東６丁目13番３－406号、開始決定時の住所千葉県船橋市大穴北４丁目９番10号
破産者　堀　　雅之
１　決定年月日　平成30年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３７１号
千葉県八千代市島田台字大東台764番地２介護老人保健施設ばらの里、住民票上の住所千葉県八千代市高津832番地１　高津団地２街区７棟304号
破産者　大岩　　喬
法定代理人成年後見人　有井　健治
１　決定年月日　平成30年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６０６号
福岡市東区多の津１丁目５番７号
破産者　株式会社Ｉ・Ｐ
１　決定年月日　平成30年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９２８号
福岡県朝倉市屋形原247
破産者　合同会社ＡＵＲＯＲＡ　Ｐｒｏ
１　決定年月日　平成30年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８４号
群馬県みどり市大間々町大間々1192番地４
破産者　スカイ建設有限会社
１　決定年月日　平成30年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第５４８号
埼玉県越谷市中町10番19号
破産者　有限会社ケイ・ジー・エム
１　決定年月日　平成30年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１６３号
鹿児島市西陵８丁目13番６号
破産者　有限会社リーペクセル
１　決定年月日　平成30年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２８号
秋田市外旭川字堂ノ前８番地１
破産者　株式会社創伸
１　決定年月日　平成30年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２４号
福島市南沢又字上並松８番地の16
破産者　株式会社Ｌｉｖｕｌｓ
１　決定年月日　平成30年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所